

2月16日(火)
～
3月15日(月)

確定申告は 正しく早めにしましょう

準備OK?

所得税の確定申告、住民税の申告の受け付けが始まります。申告書の提出期間は、2月16日(火)～3月15日(月)です。所得税の還付申告は、2月10日(水)から役場税務課で受け付けます。期間内に申告を済ませましょう！

所得税の確定申告

所得税は、個人の所得に対してかかる税金です。確定申告とは、1年間に得た所得と、それに対する税額を計算し、申告するとともに、その計算した税金を納付する、または還付を受ける一連の手続きをいいます。

住民税の申告

住民税は所得税とは異なり、納税者自ら税額を計算して申告納付するものではありませんが、所得控除や税額控除について市町村の調査だけでは適正な住民税の課税を行うことができません。

そのため、納税義務者はその年の1月1日現在の住所地の市町村長に、住民税の申告書を提出しなければなりません。提出していただきます。ただし、所得税の確定申告書を提出した方は、それをもって住民税の申告書を提出したものとみなすこととされているため、あらためて住民税の申告書を提出する必要はありません。

確定申告の必要がある方

- ▼ 年末調整のされなかった源泉徴収票をお持ちの方。
- ▼ 平成21年中の給与収入金額が2千万円を超える方。
- ▼ 給与を1カ所から受けていて、給与所得以外の所得の合計金額が20万円を超える方。
- ▼ 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与収入金額または給与所得以外の所得の合計金額が20万円を超える方。
- ▼ 事業所得や不動産所得などがある方。
- ① 事業を行っている方、医師、外交員など。
- ② アパートなどを経営している方、不動産を貸している方など。
- ▼ 医療費控除や住宅ローン控除、雑損控除などを受ける場合。
- **ポイント**
- 右記の「確定申告の必要がある方」は、忘れずに期間内に申告しましょう。
- 平成21年中に所得がなく「確定申告が必要ない方(年末調整)

会保険料控除となりますので、ご注意ください。

平成21年分の所得税などから適用される主な改正事項

住宅ローン控除の申告
住宅ローン控除については、税制改正により適用期間が5年間延長されるとともに、一般住宅に係る最大控除可能額が500万円に引き上げられ、うち長期優良住宅については600万円まで引き上げられることとなりました。また、平成21年から平成25年までに居住の用に供した場合において所得税から控除しきれない金額のうち、一定額を個人住民税から控除することができるようになりました。(平成19・20年中に居住の用に供したものに ついては、控除期間が15年の特例を選択できたことから、個人住民税からの控除対象外となつていません)

昨年までの確定申告で、平成18年末までに入居し所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は「市町村民税都道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書(以下申

更された方については、口座名義人の方の社会保険料控除となりますので、申告の際に窓口でお伝えください。

申告書)を提出することで住民税からも控除を受けることができます。また、この申告書の提出が不要となりました。ただし、山林所得や配当所得などがある方については、例外的に申告書を提出することで控除額が大きくなる場合もあります。該当すると思われる方は、ご相談ください。

ほかにも、住宅ローン控除などについては、適用対象となる改修工事が一部拡充されています。また、借入れを伴わない省エネ改修などの特定改修工事における特別控除が新たに創設されるなど改正事項がありますので、詳細については役場税務課にお尋ねください。

● **ポイント**
● 平成18年末までに入居した方の住民税に係る住宅ローン控除については、給与収入のみで年末調整されたサラリーマンの方などは、申告書の提出が必要なくなりまし

釧路税務署からのお知らせ

○ **確定申告は自分で書いてお早めに!**
平成21年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受け付けは2月16日(火)～3月15日(月)まで、消費税および地方消費税(個人事業者)の確定申告の相談および申告書の受け付けは3月31日(水)までです。申告書は、前年の「申告書の控え」や「確定申告の手引き」などを参考にしてお自身で作成し、お早めに提出してください。申告書は国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成することができます。作成した申告書は、郵便や信書便による送付などで提出できます。税務署の申告相談会場にお越しの際には「印鑑」「前年の申告書の控え」「計算器具」「筆記具」をご持参ください。

○ **e-Taxでらくらく申告!**
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、e-Tax用の申告データを作成することができます。作成したデータを簡単な操作により自宅から電子申告することができます。e-Taxを利用して申告をすると、最高5,000円の税額控除が受けられます(ただし、平成19年～22年分のいずれか1回)。添付書類の提出不要(3年間は申告者が保存)となります。※e-Taxを利用する場合は「開始届出書の提出」「電子証明書の取得(費用別途)」「ICカードリーダーライタの購入」など、事前手続きが必要です。

整をされた方以外)も、必ず住民税申告をしましょう!

※申告がされない、所得証明書が発行されない、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の軽減判定がされないなどの支障が生じますので、必ず申告をしてください。

● 昨年末で、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で申告された方、税務署でパソコンを使用して確定申告された方については、確定申告書類の送付がされず、代わりに整理番号が記載された「お知らせはがき」が送付されていますので、必ずご持参ください。

保険料控除などを受けるには必要書類を忘れずに

保険料控除には、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険など保険料・保険料支払いの領収書、また国民年金や生命保険、地震保険などは、支払額の証明書が必要となります。これらの証明書などがなければ控除対象とはなりませんので、ご注意ください。

障害者控除には、交付を受けている身体障害者手帳や療育手帳、要介護認定書を提示ください。
寡婦(夫)控除(離婚・死別などで一定の要件に該当される方)についても、窓口で忘れずに申し出てください。

平成20年分の所得税などから適用されている主な改正事項

寄付金控除の拡充
住民税における寄付金控除については、これまで所得控除方式による控除でしたが、平成21年度分から税額控除方式へと改正されています。申告の際には、寄付金の領収書を添付することが必要です。所得税については、これまで通り所得控除方式によります。

また、寄付金控除の対象団体についても、これまで都道府県

寄付金控除の改正点

	改正前	改正後
控除率	所得控除方式により、適用対象寄付金×税率(10%)の軽減効果	税額控除方式により、都道府県・市区町村に対する寄付金のうち適用下限額を超える部分について、個人住民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額控除
適用下限額	10万円	5,000円
適用限度額	総所得金額等の25%	総所得金額等の30%

川湯でも確定申告を受け付けます

川湯地区の住民税・所得税の確定申告の受け付けについては、本庁まで来られない方々のために、次の日程で受付窓口を開庁します。ご利用ください。

▼日時/2月20日(土)、21日(日)
9時30分～正午・13時～16時

▼場所/川湯消防会館2階

確定申告について分からないことがありましたら、役場税務課 ☎482・2914(課直通)、または釧路税務署 ☎0154・5100まで、お気軽にお問い合わせください。